

広告掲載取扱要領

市内約3.5万軒の京町家への郵送・ポスティング用封筒への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 広 告 媒 体 | 印刷物の名称 | 京町家への郵送・ポスティング用封筒 |
| | 印刷物の内容・作成目的 | 令和6年度に実施した京町家状況調査において把握した市内約35,000軒の京町家に対する京町家条例の内容や支援制度などを周知するための文書の郵送又はポスティングに使用するもの。 |
| | 印刷物の仕様 | 封筒サイズ：長形3号（横120mm×縦235mm） 刷色：1色 |
| | 発行部数 | 約35,000部 |
| | 発行頻度 | 年1回 |
| | 発行予定日 | 令和8年7月以降 |
| | 配布予定時期 | 令和8年7月下旬～令和9年3月頃 |
| | 配布対象・配布エリア | 市内約35,000軒の京町家（個別指定京町家※約1,700軒、左記以外約33,300軒） ※ 京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づき、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、個別の建物を指定 |
| 配布方法 | 個別指定京町家：建物所有者への郵送 上記以外の京町家：該当建物へのポスティング | |
| 広 告 の 規 格 | 広告掲載面・広告掲載位置 | 封筒裏面 ※ 別紙参照 |
| | 広告の大きさ | 縦6cm×横9cm |
| | 広告の色数 | 1色 |
| | 枠数 | 全3枠 |
| | その他の仕様 | 本市において広告枠外左側に「 広告 」と明記するとともに、広告枠外右側に「※ 本市の財源確保のための広告を掲載しています。なお、掲載に関する一切の責任は各事業者に帰属します。広告内容に関する質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。」と記載します。 |
| 掲 載 条 件 | 広告料金（税込み） | 80,000円/枠 |
| | 広告原稿の入稿期限 | 令和8年7月上旬（予定） |
| | 広告原稿の入稿方法 | 広告原稿は、広告掲載者において作成し、完成データで入稿してください。データ形式については、印刷予定業者との打合せを踏まえ、別途相談します。 |
| | 校正方法 | ゲラ刷りを提示 |
| 掲 載 基 準 | 関係規程 （必ずお読みください） | 京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準 |
| | 広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準 | 本事業の目的である京町家の保全・継承に資する広告を優先して掲載します。また、これに支障が生じるおそれのある広告は掲載できません。 |

| | | |
|---------------|--------------|--|
| 申込 手続 等 | 申込資格 | <p>広告主又は広告代理店等とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」で確認してください。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)</p> |
| | 申込方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載申込書（第3号様式）をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、必要な書類等を添付し、後述する申込先への持参、郵送又はメールで提出してください。希望する掲載枠がある場合は、「備考」欄にその掲載枠（広告1～3）を記載してください。なお、審査の結果、異なる掲載枠となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。 ・ 郵送で提出する場合は、申込期間内に必着するようにしてください。 ・ 京都市競争入札参加資格のない方については、必要書類を広告に関する提案書と併せて提出してください。詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。 |
| | 申込期間 | <p>令和8年5月27日（水）～同年6月16日（火） ※ 書類の受付は、午前9時～午後5時（正午～午後1時並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く）に行います。</p> |
| | 広告掲載者の決定方法 | <p>京都市広告掲載基準に基づき、次の順番に広告を決定します。提案に当たっては、提案様式の「広告の内容」欄に予定している広告の内容を記載するとともに、その他追加の提案事項があれば「備考」欄に記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 京都市広告掲載基準第5条の規定に基づき、個別の掲載基準として定める京町家の保全・継承に資する広告* ② 京都市広告掲載基準第4条に規定する広告* ③ 上記に該当しない広告のうち、抽選により選定した広告 <p>※ 枠数を超える広告が該当する場合は、抽選により広告を決定します。</p> |
| その他 | その他の留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、各関係規程、関係法令、要領等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については、京都市広告掲載事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告内容については、事前に審査を行います（内容により、修正等をお願いする場合があります。） ・ 広告の内容等に関する責任は、全て広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任と負担により解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。 |
| | お申込み・お問い合わせ先 | <p>京都市都市計画局まち再生・創造推進室 （担当：伊藤・平野） 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 分庁舎2階8番窓口 電 話 075-222-3503 F A X 075-222-3478 メール machisai_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp</p> |